

議案第42号

渋川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(渋川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 渋川市職員の給与に関する条例（平成18年渋川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「以上であるもの及び」を「及び7級であるもの並びに」に、「、3号給」を「3号給、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては1号給」に改め、同条第6項中「以上であるもの及び」を「及び7級であるもの並びに」に、「、3号給）」を「3号給、」に、「2号給」を「2号給（」に改める。

第15条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」、「（以下「行8級職員等」という。）」及び「、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第18条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第19条第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「（第1号及び次項）」を「（第1号、次項及び第5項）」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第19条第4項中「国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）又は職員以外の地方公務員であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職

員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、
15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第20条第3項中「国家公務員又は職員以外の地方公務員であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第28条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第29条第2項中「、第15条、第16条及び第18条」を「及び第15条」に改める。

第30条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第33条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）
行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			

56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				

	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第35条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100
	2	293,700	403,000	457,100
	3	296,000	405,600	459,000
	4	298,200	408,100	460,900
	5	300,300	410,500	462,300
	6	303,800	412,700	464,100
	7	307,300	414,800	465,900
	8	310,700	416,900	467,700
	9	314,100	419,000	469,500
	10	317,600	420,500	471,300
	11	321,000	422,000	473,100
	12	324,400	423,500	474,900
	13	327,800	424,900	476,700
	14	331,300	426,400	478,500
	15	334,700	427,900	480,300
	16	338,100	429,300	482,100
	17	341,500	430,700	483,900
	18	344,600	432,200	485,800
	19	347,700	433,700	487,700
	20	350,800	435,100	489,600
	21	354,000	436,500	491,500
	22	357,100	438,000	493,200
	23	360,200	439,500	495,000
	24	363,200	440,900	496,800
	25	366,200	442,300	498,400
	26	368,500	443,700	500,200
	27	370,800	445,100	502,000
	28	373,000	446,500	503,600
	29	374,900	447,900	505,000
	30	376,600	449,300	506,700
	31	378,300	450,700	508,500
	32	380,100	452,100	510,200
	33	381,900	453,500	511,700
	34	383,700	454,900	513,000
	35	385,300	456,300	514,300
	36	386,700	457,700	515,600
	37	388,100	459,100	516,600
	38	389,600	460,800	517,900
	39	391,100	462,400	519,200
	40	392,600	464,000	520,500
	41	394,100	465,600	521,500
	42	394,800	466,800	522,300
	43	395,400	468,000	523,100
	44	396,100	469,100	523,900
	45	397,000	470,100	524,800
	46	397,600	471,100	525,600
	47	398,200	472,000	526,400
	48	398,800	472,800	527,100
	49	399,400	473,500	527,900
	50	399,900	474,200	528,700
	51	400,400	474,900	529,400
	52	400,900	475,500	530,300
	53	401,400	476,200	531,200
	54	401,800	476,900	532,000
	55	402,200	477,500	532,900
	56	402,600	478,100	533,800
	57	403,000	478,400	534,600
58	403,400	479,000	535,500	

59	403,800	479,700	536,400
60	404,200	480,400	537,100
61	404,600	480,800	537,900
62	405,000	481,400	538,800
63	405,400	482,100	539,700
64	405,800	482,800	540,600
65	406,100	483,200	541,400
66		483,800	542,300
67		484,400	543,200
68		484,900	544,100
69		485,400	544,900
70		485,900	545,800
71		486,400	546,700
72		486,900	547,600
73		487,300	548,400
74		487,800	
75		488,200	
76		488,700	
77		489,200	
78		489,800	
79		490,400	
80		490,800	
81		491,300	
82		491,900	
83		492,500	
84		493,000	
85		493,500	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	301,700	344,400	399,500

備考 この表は、医師に適用する。

イ 医療職給料表（2） 削除

ウ 医療職給料表（3）

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200
	2	209,600	242,800	282,300	295,800
	3	211,400	245,000	282,800	296,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900
	5	214,800	249,400	283,800	297,400
	6	216,700	250,400	284,300	298,000
	7	218,500	251,300	284,800	298,600
	8	220,200	252,200	285,300	299,100
	9	221,900	253,100	285,800	299,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300
	13	229,600	257,100	287,800	301,800
	14	231,600	257,800	288,300	302,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200
	16	235,600	259,400	289,300	303,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500
	19	241,700	262,700	290,800	306,400
	20	243,700	263,800	291,300	307,300
	21	245,600	264,900	291,800	308,100
	22	246,800	266,000	292,300	309,000
	23	248,000	267,100	292,800	309,900
	24	249,100	268,200	293,300	310,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600
	26	251,100	270,300	294,400	312,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400
	28	252,900	272,400	296,000	314,300
	29	253,700	273,400	296,700	315,100
	30	254,500	274,100	297,500	316,200
	31	255,200	274,800	298,300	317,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400
	33	256,700	276,200	299,800	319,500
	34	257,500	276,800	300,600	320,600
	35	258,300	277,300	301,400	321,700
	36	259,000	277,800	302,100	322,800
	37	259,700	278,300	302,900	323,900
	38	260,600	278,900	303,700	325,100
	39	261,500	279,400	304,500	326,200
	40	262,300	279,900	305,300	327,300
	41	263,100	280,300	306,000	328,100
	42	264,000	280,800	307,000	329,200
	43	264,800	281,300	308,000	330,300
	44	265,600	281,800	308,900	331,300
	45	266,400	282,300	309,800	332,300
	46	267,100	282,800	310,800	333,300
	47	267,800	283,300	311,800	334,300
	48	268,400	283,800	312,700	335,300
	49	269,000	284,300	313,600	336,500
	50	269,500	284,800	314,600	337,800
	51	270,000	285,300	315,600	339,000
	52	270,400	285,800	316,600	340,200
	53	270,800	286,300	317,400	341,100
	54	271,300	286,800	318,400	342,300
55	271,800	287,300	319,400	343,400	

56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000
110	297, 600	328, 500	362, 600	
111	297, 800	328, 800	363, 100	
112	298, 100	329, 100	363, 500	
113	298, 400	329, 400	363, 900	
114	298, 600	329, 800	364, 300	
115	298, 900	330, 100	364, 800	
116	299, 100	330, 400	365, 300	
117	299, 400	330, 600	365, 700	

118	299,700	330,900	366,200		
119	300,000	331,200	366,700		
120	300,300	331,400	367,200		
121	300,600	331,600	367,500		
122	301,000	331,900			
123	301,300	332,200			
124	301,600	332,500			
125	301,800	332,700			
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			
139	305,900	337,200			
140	306,200	337,600			
141	306,400	337,900			
142	306,800	338,300			
143	307,200	338,600			
144	307,500	339,000			
145	307,700	339,300			
146	307,900	339,700			
147	308,200	340,100			
148	308,600	340,500			
149	308,800	340,800			
150	309,000	341,200			
151	309,300	341,600			
152	309,600	342,000			
153	310,000	342,300			
154	310,200				
155	310,400				
156	310,700				
157	311,000				
158	311,300				
159	311,600				
160	311,900				
161	312,300				
162	312,600				
163	312,900				
164	313,200				
165	313,600				
166	313,900				
167	314,200				
168	314,500				
169	314,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		239,700	260,200	267,500	277,900

備考 この表は、助産師、看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削り、同条第4項中「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第9条第1項中「、第16条、第18条及び第33条」を「及び第18条」に改め、同条第2項中「及び第30条第2項」を「、第30条第2項及び第33条第2項」に、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第33条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

(渋川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
第3条 渋川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年渋川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第6項中「、第15条、第16条及び第18条」を「及び第15条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において渋川市職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（次条及び附則別表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（附則別表において「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

(切替日前の異動者等の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異

にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、在職する他の職員との権衡上必要と認められる限度において、市長の承認を得て、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給の基礎)

第4条 前2条の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が受けていた号給は、第1条の規定による改正前の渋川市職員の給与に関する条例及びこれに基づく規程に従って定められたものでなければならない。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の渋川市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第15条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない」と、同条第

2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者	「(5) 重度心身障害者
	(6) 配偶者(届出を

と、同条第3
しないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第6条 改正後の給与条例第19条第4項及び第20条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	

52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					

107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 医療職給料表（１）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	22
39	27	23
40	28	24
41	29	25
42	30	26
43	31	27
44	32	28
45	33	29
46	34	30
47	35	31
48	36	32
49	37	33
50	38	34
51	39	35
52	40	36

53	41	37
54	42	38
55	43	39
56	44	40
57	45	41
58	46	42
59	47	43
60	48	44
61	49	45
62	50	46
63	51	47
64	52	48
65	53	49
66	54	50
67	55	51
68	56	52
69	57	53
70	58	54
71	59	55
72	60	56
73	61	57
74	62	58
75	63	59
76	64	60
77	65	61
78	66	62
79	67	63
80	68	64
81	69	65
82	70	66
83	71	67
84	72	68
85	73	69
86	74	70
87	75	71
88	76	72
89	77	73
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	
94	82	
95	83	
96	84	
97	85	

ウ 医療職給料表（3）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	2
7	3	3
8	4	4
9	5	5
10	6	6
11	7	7
12	8	8
13	9	9
14	10	10
15	11	11
16	12	12
17	13	13
18	14	14
19	15	15
20	16	16
21	17	17
22	18	18
23	19	19
24	20	20
25	21	21
26	22	22
27	23	23
28	24	24
29	25	25
30	26	26
31	27	27
32	28	28
33	29	29
34	30	30
35	31	31
36	32	32
37	33	33
38	34	34
39	35	35
40	36	36
41	37	37
42	38	38
43	39	39
44	40	40
45	41	41
46	42	42
47	43	43
48	44	44
49	45	45
50	46	46
51	47	47
52	48	48

53	49	49
54	50	50
55	51	51
56	52	52
57	53	53
58	54	54
59	55	55
60	56	56
61	57	57
62	58	58
63	59	59
64	60	60
65	61	61
66	62	62
67	63	63
68	64	64
69	65	65
70	66	66
71	67	67
72	68	68
73	69	69
74	70	70
75	71	71
76	72	72
77	73	73
78	74	74
79	75	75
80	76	76
81	77	77
82	78	78
83	79	79
84	80	80
85	81	81
86	82	82
87	83	83
88	84	84
89	85	85
90	86	86
91	87	87
92	88	88
93	89	89
94	90	90
95	91	91
96	92	92
97	93	93
98	94	94
99	95	95
100	96	96
101	97	97
102	98	98
103	99	99
104	100	100
105	101	101
106	102	102
107	103	103

108	104	104
109	105	105
110	106	106
111	107	107
112	108	108
113	109	109
114	110	
115	111	
116	112	
117	113	
118	114	
119	115	
120	116	
121	117	
122	118	
123	119	
124	120	
125	121	

理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正しようとするものである。

茨川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表
茨川市職員の給与に関する条例（平成18年茨川市条例第48号）の一部改正
 （第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては<u>3号給、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては1号給</u>）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する第4項の規定の適用については、同項中「<u>4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては3号給、</u>」とあるのは、「<u>2号給</u>」とする。</p> <p>7～10 （略）</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） （略）</p>	<p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、<u>3号給</u>）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する第4項の規定の適用については、同項中「<u>4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給</u>）」とあるのは、「<u>2号給</u>」とする。</p> <p>7～10 （略）</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>（1） <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） （略）</p>

- (3) (略)
 (4) (略)
 (5) (略)

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族 _____ については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員 _____ にあつては、3,500円） _____ とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 _____ にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第16条 削除

- (4) (略)
 (5) (略)
 (6) (略)

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号まで _____ のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第16条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給

(住居手当)

第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困

の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者

が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困

難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額

、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)

を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をい

難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をい

う。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) (略)

4 前項の規定は、新たに

給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等

を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

う。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

4 前項の規定は、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）又は職員以外の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(期末手当)

第30条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125 (規則で定める職員(第33条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては100分の105) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第33条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105 (特定幹部職員にあっては、100分の125) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 (特定幹部職員にあっては、100分の60) を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(期末手当)

第30条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5 (規則で定める職員(第33条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては100分の107.5) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第33条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5 (特定幹部職員にあっては、100分の127.5) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25 (特定幹部職員にあっては、100分の61.25) を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

渋川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年渋川市条例第33号）の一部改正

（第3条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （暫定再任用職員に関する経過措置） 第13条（略） 2～5（略） 6 新給与条例第6条第1項から第9項まで、第13条及び第15条 の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 7（略）</p>	<p>附 則 （暫定再任用職員に関する経過措置） 第13条（略） 2～5（略） 6 新給与条例第6条第1項から第9項まで、第13条、<u>第15条、第16条</u> <u>及び第18条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 7（略）</p>

1 人事院勧告の概要（令和 7 年度以降に係る給与改定）

(1) 給与制度のアップデート

ア 月例給

係長以上は、より職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は、役割に見合う処遇に抜本的に見直し

本府省課室長級の各級の初号の額を引き上げつつ職務の級間の水準の重なりを解消し、昇格時の給料上昇幅を拡大

イ 地域手当

支給地域単位を都道府県単位とし、級地区分を見直し、7 段階から 5 段階に削減の上で最新民間賃金を反映

ウ 扶養手当

配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当額の引上げ（2 年間で段階的に実施）

エ 通勤手当及び単身赴任手当

通勤手当の支給限度額を引き上げ、採用時から新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当を支給

オ 管理職員特別勤務手当

平日深夜における支給対象時間帯を拡大

カ 再任用職員の手当拡大

住居手当、寒冷地手当等を新たに支給

キ 特定任期付職員のボーナス拡充

特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当のほか勤勉手当を新たに支給

(2) 令和 6 年度分の期末勤勉手当の改正に伴う改正

支給割合の平準化

2 本市における給与改定の内容

(1) 給与制度のアップデート（施行日：令和 7 年 4 月 1 日）

ア 給料表の改定（月例給）

人事院勧告どおり改定する。

イ 地域手当

人事院勧告どおり 3% から支給なしに改定する。（渋川市は非支給地域となる。）段階的に実施し、令和 7 年度は 2%、令和 8 年度は 1% とする。

詳細の支給割合は、渋川市職員の給与の支給に関する規則により定める。

ウ 扶養手当

人事院勧告どおり段階的に実施する。（詳細は下表参照）

（単位：円）

		年度	現行	令和 7 年度	令和 8 年度
扶養親族	配偶者	行政職給料表 7 級以下	6,500	3,000	廃止
		行政職給料表 8 級	3,500	廃止	
子			10,000	11,500	13,000

(注) 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」には、これらに相当する職務の級を含む。

エ 通勤手当及び単身赴任手当

人事院勧告どおり通勤手当の支給限度額を15万円に引き上げ、採用時から新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当を支給する。

オ 管理職員特別勤務手当

人事院勧告どおり支給の対象となる時間帯を「午前0時から午前5時まで」から「午後10時から午前5時まで」に拡大する。

カ 再任用職員の手当拡大

人事院勧告どおり定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を新たに支給する。

キ 特定任期付職員のボーナス拡充

人事院勧告どおり特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当のほか勤勉手当を新たに支給する。

見直し後の期末手当と勤勉手当の合計支給額は、見直し前の期末手当の支給額と同水準とする。

(2) 令和6年度分の期末勤勉手当の改正に伴う改正
支給割合を平準化する。